

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	第3	ホームレスの自立については、住宅確保の支援のさらなる充実が必要と考える。不動産業者と行政、関係機関との連携、協力体制の推進についてより具体的な方策を検討してほしい。	A	官民の関係機関が会員となっている居住支援協議会も活用しつつ、福祉事務所等の関係機関や居住支援法人等の民間団体と連携し、住宅確保に取り組んでいます。
2	第3	ホームレス計画について、人々に対して「ホームレス」という言葉に囚われることなく、自分事に考えてもらうことが重要と思う。正直、「ホームレス」といわれた時に、私がイメージするのは、自分の生活とは離れた別世界の、一部の特殊な人の出来事のように感じる。しかし、計画を拝見したところ、派遣で仕事をしていたなど、むしろ現代の人々の大半がホームレスになる素地があるものと思う。ホームレスという言葉に囚われることなく、誰もが家を失ったり、いられなくなるリスクがあることを自覚して、個人としても予防策や対処策に自分事に取り組むことが必要と思う。また政治や行政も、単にいまホームレスにある人に対して住まいなどを「点」で支援するのではなく、ホームレスになる前から、住民に投げかけ、また、就労や教育など、家を失う前から様々な観点から「線」や「面」で施策を検討していくことが大切と思う。	A	「第2 現状 2 県のホームレス施策の現状と今後の方向性（4）ホームレスになるおそれのある方の実態把握」及び「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（2）ホームレスとなることを未然に防止するための対応」に記載のとおり、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方も本計画の対象ととらえ、施策に取り組んでいきます。
3	第2	近年、各福祉事務所や当法人の方に直接、女性やご夫婦の方で居所が無くなり（無くなりそう）と言ったご相談が増えてきていると感じている。また、私たちは、炊き出しを横浜市内で行っているが、そこに1人～2人ですが、女性の方やご夫婦の方も来る。あくまでも印象だが、ホームレス＝男性と言った感覚を持っている方もいるかと思うが、その中には女性の方やご夫婦でホームレスの状態の方々も居るのも事実なので、少人数ではあるが、ホームレス自立支援計画に反映されるのも良いかと思う。	A	「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（3）包括的な相談及び支援体制の確保、多様性への配慮（4）緊急援助及び生活保護法による保護の実施」に記載のとおり、性の多様性など、個々の状況に応じた包括的な支援の実施、性別等を問わず入居できる無料低額宿泊所の環境整備の後押し等を進めていきます。
4	第2	ホームレスになりそう、なる前の対応が大事だと感じる。例えば家賃滞納でアパートを出ないといけない、会社寮に居たが仕事を続けられないため、その寮を退居しないといけないなどそういった方々に対し、当法人が社会資源として、全面的に役に立てれるように努めて行きたいと思っている。そのためには福祉事務所などとの連携や地域、企業との連帯をより構築していくことだと感じている。	A	「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（2）ホームレスとなることを未然に防止するための対応」に記載の通り、ホームレスになる前の対応にも取り組んでいきます。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
5	その他	人権について丁寧に書いてあり、理念はすばらしいが、計画を踏まえ実効性のある施策をできるかどうかが大切だと思う。しっかり行動で表してほしい。期待している。	E	実効性のある施策の実施に努めてまいります。
6	その他	海老名市の川沿いにホームレスが住み着いているが、海老名市ではホームレスはいないと言っていた。対策はしないのか。	E	巡回相談や調査等では把握できない不安定な居住環境にある方がいることも含め、市と情報共有します。
7	第3	P9 基本的考え方 「※2 ホームレス……結果的にホームレス数の減少につなげていきます。」 →その前の基本目標にあるような、本人の自己選択を基本に…などとてもいいと思うが、「ホームレス数の減少」という言葉が排除のような表現に見えてしまうため、結果的にホームレスという選択をされる方の数を…など表現を変更することはできないか。	A	この表現が、計画の趣旨と異なる意図でとらえられてしまう可能性があるため、削除します。
8	第3	P13 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の活用 3行目 「利用者が再びホームレスとなることを…」 →同じような表現全てにいえることだが、ホームレスという選択をせざるを得ない状況になってしまうということが問題かと思うので、ホームレスとなるのではなく、ホームレスという選択をせざるを得なくなる、などの表現に変更が可能ならしてほしい。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、計画7ページの末尾で「今のままでいい」という方が最も多いことに対し、令和5年度神奈川県ホームレスの自立支援計画策定会議では、過去の辛い経験の記憶や他の選択肢を知らないなどから、消極的選択の可能性があるのでないかとの意見がありました」と記載したところです。支援にあたっては、ご意見の趣旨を踏まえ取り組んでいきます。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
9	第2	ネットカフェで生活する人の人数は把握しているか。 もし把握していないのであれば、県内の事業者に協力を依頼するか国に調査を依頼することはできないのか。	A	ネットカフェ等で寝泊りする不安定な居住環境にある方について、現状では人数の把握はしていませんが、「第2 現状 2 県のホームレス施策の現状と今後の方向性（4）ホームレスになるおそれのある方の実態把握」に記載の通り、国による調査実施を要望するほか、本県においても、実態把握や支援施策を検討していきます。
10	その他	必要な支援を本人から引き出すような、ホームレスの方へのアプローチは粘り強く継続的にする必要があるが、行政でのアプローチでは人道的に限界があるため、困窮、ホームレス支援にかかる行政人員の増強と民間事業者と連携した取組が重要だと思った。 また、ホームレスでなくなった後、日常生活支援住居施設や無料低額宿泊所での生活の中で、保護担当や施設の職員ではない、第三者的な相談相手がいるような支援が、再度ホームレスになることを防ぐことに繋がるのではと思う。その支援者はホームレス時代からの同じ支援者の方がより対象者は寄り添えると思う。	A	「第4 ホームレス自立支援施策の推進体制」に記載の通り、県・市町村、民間団体、地域等との連携し、様々な支援者が関わりながら包括的な支援を目指していきます。
11	第3	多言語化について書かれていない。 ホームレスも多様化しているということ、その中には日本語のわからない人が多くはないが存在する。相談対応、支援を行うにあたり大事なことだと考える。	A	「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（3）包括的な相談及び支援体制の確保、多様性への配慮」に次の項目を追加します。 ●多言語への対応 ・多言語に対応した生活困りごとサポートサイト「さぼなび かながわ」を通じ、日本語がわからない方にも支援情報を届けます。 ・多言語支援センターかながわ等の相談窓口において、生活に関わる相談に多言語で対応し、必要な支援につなぎます。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
12	第3	多様な性に関する支援策が希薄だと思う。現実的に入所できるシェルターや無料低額宿泊所などがほとんどない状況で県として施設を確保していただくと助かる。	A	「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（3）包括的な相談及び支援体制の確保、多様性への配慮及び（4）緊急援助及び生活保護法による保護の実施」に記載のとおり、性の多様性など、個々の状況に応じた包括的な支援の実施、性別等を問わず入居できる無料低額宿泊所の環境整備の後押し等を進めていきます。
13	第4	予算がつかない支援が行われている。民間団体、NPOの役割について書かれていますが、当団体はホームレス支援団体ではないので予算化されていないことから支援にかかる費用は持ち出しになっている。ホームレス支援をする場合、男性の場合は寿町や川崎市の団体につなげたりしながら簡易宿泊所へと、女性の場合はビジネスホテルやホテルを確保するようにしている。緊急な場合が多いので即支援に入ることができないので関係機関やNPO、支援団体と連絡を取り、支援の方向性について団体内で話し合い支援を行っている。その折の、交通費、宿泊費はほとんど団体からの持ち出しになっている。	A	「第2 現状 2 県のホームレス施策の現状と今後の方向性（3）民間団体との協働の取組」に記載の通り、民間団体が健全で継続的な活動を維持できるよう後押しする方策を検討していきます。
14	第3	現実的に支援現場にいると生活困窮者自立支援制度に頼っている部分が多いことが気になる。この制度の下で支援を行う場合ホームレス支援費としての計上もないので、別に予算立てする必要があるのではないかと感じる。	C	既存事業や生活困窮者自立支援事業の中で対応できない支援ニーズがある場合は、適宜、新たな事業化も検討していきたいと考えます。
15	第3	住居確保についての具体案が見当たらない。ホームレスの方々の自立を支えることの中で必須となるのは住居確保だが、居住支援協議会や居住支援団体、不動産業界団体へのアプローチ、連携、協力について考慮されていないように感じる。特に不動産業者やオーナーがホームレスの方々を入居させることに不安を抱いている場合が多く、行政が積極的に周知、広報し、関係を築く必要があると思う。	A	「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（5）安定した居住場所の確保や生活支援の実施」の中で、「ホームレス等の入居を拒まないセーフティネット住宅の供給の促進等について協議するとともに、貸主等にこうした取組の理解や協力が得られるよう、普及・啓発を図ります。」と記載しています。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
16	第2	「今のままでいい」という方が最も多いことに対し、令和5年度神奈川県ホームレスの自立支援計画策定会議では、過去の辛い経験の記憶や他の選択肢を知らないなどから、消極的選択の可能性があるのでないかとの意見がある。 以前、いわゆるゴミ屋敷の研修を受けたときに「愚行権」という言葉を聞いた。 ホームレス10年以上が4割近く…という数字を見ると長い人生、いろいろな経験をして積極的に「今のままでいい」という人たちも一定程度はいるのかな、と思う。 一方、消極的選択の人もいると思う。 幼少時の家庭状況、虐待等で成長環境に恵まれず大人になった人たち。30年後にホームレスを限りなくゼロにする！くらい長期的視点で地道な取り組みをするしかないと思う。 家庭が不安定でも愛される、大事にされる、困ったときに相談しようと思える感情を育む等こども時の経験が大きいと思う。	E	ご意見の通り、ホームレスになった背景、状況は一人ひとり異なりますので、「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 1 基本的考え方（1）基本目標」に記載の通り、自己選択を基本に、それぞれの状況に十分配慮した支援に努めます。
17	その他	建設業界とこの問題を共有し、ホームレスになることを防ぐしかけはできないか。	E	（一社）神奈川県建設業協会が構成員となっている神奈川県ホームレス就業支援協議会と情報共有します。
18	第3	住まいは人権との観点から、生活保護を利用するかどうかに関わらず、住まいに困窮する全ての県民に住宅を提供する施策を行うべきと考える。公営住宅、民間賃貸住宅の空き室の活用を積極的に行ってほしい。	A	本県では住宅の確保手段として、いつでも応募が可能になるよう、通年で県営住宅の常時募集を行っております。 民間賃貸住宅の空き室等を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅として登録する制度の普及啓発に取り組んでいます。
19	第3	野宿したままでも、憲法に明記された生存権を保障しなければならない。「野宿のままでは生活保護が適用できない」という対応で、命を守る医療も提供できないことが起こってしまうのは憲法の趣旨に反していると考えます。野宿したままでも医療が提供できるように、無料低額診療の活用だけでなく、「医療扶助単給」を実情に合わせてもっと活用すべきだ。	C	生活保護の制度では、住まいのない場合でも、申請は可能ですが、その後アパートや施設等に居住していただく必要があります。そのため、無料低額診療所の周知等について検討してまいります。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
20	第2	<p>神奈川県独自の独自性を見出す視点の必要性 本計画案では「全国との比較では、神奈川県は、大阪府(888人)、東京都(661人)に次いで3番目に多い数」と指摘している(p.2)。 県内においては、横浜市と川崎市とでその83.5%を占めており(p.2)、政令指定都市以外の県域におけるホームレスの人数は相対的に少ないといえる。 しかし政令市ではない藤沢、鎌倉、茅ヶ崎、平塚、横須賀、小田原などでも、市民団体によるホームレス等支援が行われてきた。 一般市・町村でのホームレス等支援が比較的活発であることは、神奈川県の特徴と考えてよいかもしれない。</p>	E	<p>県内団体の支援活動への評価と受け止め、支援にかかわる関係者の皆様にもご意見を共有させていただきます。</p>
21	第3	<p>ここ10年ほど「貧困ビジネス問題」報道の一環として「悪質な」無料低額宿泊所への批判が繰り返され、2020年には規制が強化された。こうした報道で批判されるのは通常東京、埼玉、千葉の無料低額宿泊所で、神奈川県内の施設への批判はほとんど見られない。県域の独自性を反映しているのかもしれない。</p>	E	<p>取組を評価するご意見として受け止め、無料低額宿泊所の運営者にも共有させていただきます。</p>
22	第2	<p>神奈川県におけるホームレス等支援の独自性を掘り下げれば、国に対して一層のアピールができると思う。 本計画案には、一時生活支援事業の実施を自治体に促すため「国に対しては財政的支援の拡充を求めています」(p.8)とあるが、神奈川県の独自性をより明確化することで、一時生活支援事業にかぎらず、国に対してより幅広いサポートを求めることもできるだろう。</p>	C	<p>本計画を広く周知するとともに、計画に基づき施策を推進してまいります。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。</p>
23	第2	<p>無料低額宿泊所などの民間団体は様々な理由で公的支援を受けられなかった、支援の「取りこぼし」や「空白地帯」にいる方を受け入れている現状がある。そのため、県は「健全で継続的な活動を維持できるよう後押し」するに留まらず、県や市町村の支援体制の不備・不足に対し、民間がセーフティネットとして機能する、そして県は、そのような民間にとってのセーフティネットとして機能するという関係構造を視野に含んだうえで、より積極的な役割を果たしてほしい。</p>	A	<p>「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（4）緊急援助及び生活保護法による保護の実施、（5）安定した居住場所の確保や生活支援の実施」に記載した施策のほか、公助としての必要な支援が行き届くよう居場所の確保や支援の充実に努めてまいります。</p>

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
24	第3	一時生活支援事業と無料低額宿泊所の「活用」を前面に押し出した本計画案の理念は、幅広い住まい喪失者の保護を志向するという意味で国の想定より一步先を進んでいると言える。本計画案では「女性のホームレス等にも対応した安心して過ごせる居場所の確保と生活支援」(p.12)、「性別等を問わず入居できる施設等への転換を推進するなど、多様な背景を持つ方が安心して利用できるための環境整備に係る事業者の取組を後押し」(p.13)、「女性支援事業による一時保護・自立支援の実施」(p.14)など、ステレオタイプ的なホームレス等支援のイメージを超えたビジョンを提示している。本計画案には、先進的要素を含むという自覚が薄い印象を受ける。より積極的にアピールしてはいかか。	C	本計画の先進性の対外的なアピールについて、今後の政策運営の参考とします。
25	第3	無料低額宿泊所がセーフティネットとして機能しているが、現状では、この機能に対する公的支援は無きに等しく、このままでは持続は困難だ。無料低額宿泊所の「活用」を通じた支援を明示しているため、支援体制の持続可能性という視点を導入してほしい。また、無料低額宿泊所が持つ支援のノウハウなどの専門性の共有と継承を推進すべきだ。	C	無料低額宿泊所等の民間団体による先進的な取組をPRすることは効果的と考えます。今後の政策運営の参考とします。
26	第2	ホームレス特措法の成立以来、様々なホームレス対策を実施してきた結果、県内のホームレス数が着実に減少してきたことを評価する。	E	県・市町村、民間団体が連携を強化して、引き続き支援に取り組んでいきます。
27	第1	当事者目線の福祉を進めるのであれば、ホームレス当事者の意見や要望を常に把握し、今後の施策推進に反映していくべきだ。	A	「第1 計画の基本的考え方 1 経過と改定の趣旨」に記載の通り、このたびの計画改定にあたって当事者にも参画をいただいております。今後も引き続き当事者の意見に耳を傾けながら進めていきたいと考えています。
28	第2	依然として県内の8割を超えるホームレスが居る横浜市域や川崎市域において、取組みを重点的に強化するため横浜市、川崎市とも十分に連携していく必要がある。	B	このたびの計画改定にあたっては、横浜市、川崎市とも情報共有しながら進めさせていただいております。今後も両市と情報共有や必要な連携をしていきたいと考えています。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
29	第4	ホームレス対策の推進には市町村の役割が重要とされているが、「計画の推進」における「県・市町村の連携」については、「取組に関する必要な情報共有」の他にどのような連携方法があるのか、もう少し具体的に示してはどうか。	A	「第4 ホームレス自立支援施策の推進体制 2 計画の推進（2）県・市町村の連携」に下線部を追加します。 県と市町村は、取組に関する必要な情報の共有を図るとともに、 <u>継続的・包括的な支援の実施に向け、関係機関間で緊密な協力関係を築きながら、連携して施策の実施に取り組めます。</u>
30	第3	ホームレス対策として安定した居住場所を確保することが重要だと思うが、民間賃貸住宅や無料低額宿泊所の活用に加えて、県や市町村の公営住宅の活用も検討すべきではないか。	B	本県では住宅の確保手段として、いつでも応募が可能になるよう、通年で県営住宅の常時募集を行っております。
31	その他	計画素案を拝見した。素案の改善点などに異論はない。よろしく願います。	E	本計画に基づき、ひき続きホームレス支援に取り組んでいきます。
32	第3	ホームレスの方が住居を確保し、社会復帰、就労可能な状態となっても、すぐに元の社会生活に復帰できるとは限らず、退職によって再びホームレスに戻ってしまう可能性があります。住居を確保し、安定した生活を送れるようになってきた段階で、就労訓練を行う機会の提供や、就職後も一定期間は生活状況、就労状況を把握できる体制づくりが必要であると考えます。	A	「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（5）安定した居住場所の確保や生活支援の実施」に記載の通り、居場所を確保した後の生活支援にも取り組んでいきます。
33	その他	ホームレスの高齢化に伴い、ホームレスの方々の死亡件数が今後さらに増えることが予想される。また、地域の方々からのホームレスの排除により、必要な支援が行き届かない可能性がある。ホームレスの方への福祉制度の周知は勿論のこと、地域住民の方々にも福祉制度を周知することで、生活困窮者に相談窓口が存在することを知らせてもらう、地域の方々からホームレスの情報提供が期待できるといった効果があると考えます。	A	「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（3）包括的な相談及び支援体制の確保、多様性への配慮 ●生活困窮者自立支援制度に基づく巡回相談の実施」に記載の通り、支援情報の周知に努め、適切な相談窓口につなげるなどの取組を進めます。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
34	その他	長くホームレス生活をしている方の中には、ホームレス生活で身につけた習慣を社会一般の常識として行動する方もおり、本人に悪気はなくとも社会に馴染めない理由になっていることがある。そのため、社会生活に必要な規範を改めて確認できる機会が必要だと感じる。	E	ホームレスやその支援には様々な課題があるというご意見として承ります。
35	第2	「第2 現状、2 県ホームレス施策の現状と今後の方向性（3）民間団体との共同の取組」について「県・市町村は、民間団体が健全で継続的な活動を維持できるよう後押しをしていきます。」と書かれているが、具体的にはどのような後押しをするのか分からない。「第4 ホームレス自立支援施策の推進体制2（4）民間団体との連携」には連携の強化はあげられているが、「活動を維持できるように後押しをする」内容には触れられていない。	A	「第2 現状 2 県のホームレス施策の現状と今後の方向性（3）民間団体との協働の取組」に下線部を追加します。 県・市町村は、 <u>様々な民間団体による取組を積極的にPRしたり、自治体の施策の一部を委託するなど、民間団体が健全で継続的な活動を維持できるよう後押しをしていきます。</u>
36	第3	無料低額宿泊所に対して、「指導検査を実施し、法令等の基準に適合しない場合は改善に向けた指導や命令を行う」だけでなく、「利用者にとってより良いサービスの提供と適正な運営の確保を図る」のであれば、施設を継続的に運営できるように経済的な支援が不可欠である。	E	無料低額宿泊所の継続的な運営のための経済的支援ではありませんが、例えば女性向け無料低額宿泊所への転換を促すなど、課題解決を目的とした支援を必要に応じて実施していきたいと考えます。
37	第3	名称について「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（4）緊急援助及び生活保護法による保護の実施、女性支援事業による一時保護・自立支援の実施」について女性支援事業による一時保護とは、どの事業を指しているのか分からない。現DV防止法、売春防止法の施設を指しているのか、『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』を指しているのか。	E	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を指しています。
38	第4	「第4 ホームレス自立支援施策推進体制 2 計画の推進（4）ウ困窮者支援法に基づく事業の委託」とは、生活困窮者自立支援法を指しているのか。	E	そのとおりです。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
39	第3	「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（4）緊急援助及び生活保護法による保護の実施、女性支援事業による一時保護・自立支援の実施」について「女性支援事業による一時保護」がどの施設を指しているのかが不明であるが、女性相談所及び一時保護シェルターを指しているのであれば、現状では女性が利用できる無料低額宿泊所も、多くの女性ホームレスを受け入れて、自立支援をしていることに触れてもらいたい。	E	女性相談所及び一時保護シェルターを指しています。 「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（4）緊急援助及び生活保護法による保護の実施」および「（5）安定した居住場所の確保や生活支援の実施」に記載のとおり女性のホームレス等にも対応した安心して過ごせる居場所の確保と生活支援を行うとともに、性別等を問わず入居できる無料低額宿泊所の環境整備の後押し等を進めていきます。
40	第3	女性のホームレス、不安定な居住の女性の状況について、女性相談所等と連携して調査し、支援計画を策定してほしい。	C	本計画に基づき、施策を推進してまいります。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。
41	その他	ネットカフェ、まんが喫茶等において寝泊まりしている人達が不安定居住環境にあることを理解しているが、プライバシーの関係上、同施設において制度の周知や立入が難しいのではないかと考えている。県が同施設の大元団体に対し、周知や居住不安定者についての情報提供等を求めるような依頼があると支援団体は動きやすいのではないか。	B	プライバシー等の問題から、住居不安定者の情報提供について店舗の協力を得るのは困難ですが、相談窓口の周知についてはご協力をいただいています。
42	第3	多様性、人権を尊重する理念を踏まえた支援の推進について賛成だ。	E	ひき続き、人権を尊重した支援を推進していきます。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
43	第2	2県のホームレス施策の現状と今後の方向性 (3)民間団体との協働の取り組み 素案には「共助の担い手としての民間団体としての支援が大きな役割を担い」と書いてあり、また「県・市町村との協働の取り組みが進んでいます。」となっているが、民間団体には様々な団体があり、行政の協働は行っていないが、地道な支援を行っている団体もいる。このような地道にやっている団体とも連携し、協力するということを明記すべきだ。	A	「第2 現状 2 県のホームレス施策の現状と今後の方向性 (3)民間団体との協働の取組」に下線部を追加します。 県・市町村は、 <u>様々な民間団体による取組を積極的にPRしたり、自治体の施策の一部を委託するなど、民間団体が健全で継続的な活動を維持できるよう後押しをしていきます。</u>
44	第3	第3 ホームレスの自立支援施策の推進方策 1 考え方 (2)重視すべき視点 「ホームレスが地域の住民一員として理解され」というのは全くその通りだと思う。さらに、困難を抱えている野宿生活者は「困難の中を生き抜いてきた人たち」であるという視点を理解される必要があると思う。同様に、「困った人」ではなく、「課題を抱えている人」なので、みんなで支援する人という視点も必要なのではないかと思う。	A	ご意見の通り、複雑な課題の解決には、様々な主体が支援に関わっていくことが必要となります。「第4 ホームレス自立支援施策の推進体制」を踏まえ、効果的な連携を図っていきたくと考えます。
45	第3	ウ野宿期間の長期化高齢化など 野宿生活が長期に及んでいるということは、野宿でも生活が回っているということでもあり、現状でもなんとか生活していけるということである。野宿をしながらも、社会保障制度などを一切利用しないで生き抜いてきたことについても、最大限の評価をしつつも、高齢化により、必要な医療などが活用できるように、野宿状態でも生活保護医療扶助単独給付などを活用できるようにするなど、特段の配慮をするべきである。	C	生活保護の制度では、住まいのない場合でも、申請は可能ですが、その後アパートや施設等に居住していただく必要があります。そのため、無料低額診療所の周知等について検討してまいります。
46	第3	2 (2) ホームレスとなることを未然に防止するための対応 「就業研修、職業訓練」などが主な取り組みと紹介されているが、アルミ缶収集等の都市雑業が現在行っている収入を得るための手段なので、この都市雑業などを継続して行い、収入を安定して確保できるようにするという施策も取り組みの一つとして行うべきである。	C	本計画に基づき、施策を推進してまいります。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。
47	第3	2 (3) 包括的な相談及び支援体制の確保、多様性への配慮 「巡回相談の実施に努めます」ということになっているが、支援団体も現場に赴き、現在の状況を把握しているので、支援団体との連携、協力についてもきちんと位置付け、協力して支援をしていくということを明記する必要がある。	A	「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策 (3) 包括的な相談及び支援体制の確保、多様性への配慮」に下線部分を追加します。 ホームレスの生活する場所に赴き、現在の状況を把握し、必要な支援につなげられるよう、 <u>民間団体とも連携を図りながら、生活困窮者自立支援制度に基づく巡回相談の実施に努めます。</u>

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
48	第3	2（3）包括的な相談及び支援体制の確保、多様性への配慮 ●相談支援等に関する研修の実施 2002年のホームレス特措法実施前から支援活動をしている支援団体は多数あり、公的な支援がほとんどない中で、実態を把握し、個々の実情に配慮しながら、必要な人には社会保障に繋げるなどの支援を行っている。この支援団体の持っているノウハウこそが、「多様化する個々の実情に配慮した相談支援」であるので、支援団体を活用した研修会を実施することを検討してほしい。	C	研修の実施にあたっては、支援団体の活用も視野に入れて検討していきたいと思います。
49	第3	2（4）緊急援助および生活保護法による保護の実施 ●生活保護法による保護の実施 生活保護の適用に当たっては困窮理由をとはない、「無差別平等の原則」があることについても明記する必要がある。	E	第3 ホームレス自立支援施策の推進方策」2（4）のとおり、生活保護を必要とする方に対しては、生活保護制度の基本原則に則り、適切な保護を行ってまいります。
50	第3	（5）安定した居住場所の確保や生活支援の実施 「民間賃貸住宅などの活用により」となっているが、公営住宅なども活用しやすいようにして、人間関係の貧困などがあり、連帯保証人や緊急連絡先などの確保に課題がある人も、入居できるようにするべきだ。公営住宅の活用を検討してほしい。	B	県営住宅の連帯保証人については、令和2年度以降廃止しておりますので、連帯保証人の確保が難しい方でも、県営住宅に入居することが出来ます。
51	第3	（5）安定した居住場所の確保や生活支援の実施 ●民間賃貸住宅などの活用 居住支援協議会や居住支援法人については明記されているが、居住のない状態からずっと支援し、本人が居住確保希望した場合は安定した居住場所の確保についても支援してきたホームレス支援団体については一切の記載がないが、何らかの記載をするべきではないかと思われる。	A	神奈川県ホームレスの自立支援計画策定会議においても同趣旨のご意見をいただいております。「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（5）安定した居住場所の確保や生活支援の実施」において、「福祉事務所や民間団体と連携を図りながら、民間賃貸住宅などの活用により、安定した居住場所の確保やその後の生活支援の実施に取り組みます。」と記載しています。
52	その他	自立支援法と合わせ、神奈川県などが実施計画としてメッセージを出すことは有意義なことだと思う。野宿に至る人の中で、自殺するつもりだった、死ぬつもりだったが、死にきれなくて野宿している、という人は聞いただけでも相当な数に上る。野宿を継続することはリスクの高いことだが、生きていることに価値があるということを当事者にどう伝えるかということの一助となるはずだ。行政側からの様々な発信は特に有効だと改めて思う。	C	本計画の普及啓発に努めてまいります。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
53	第3	野宿者数減少 路上生活者が減っている時だからこそ、対策の重要性は高まっている。女性、外国人、他にも差別される側に身をおいている人も多いはずで、なんでもつなげれば散漫になるが、例えば学校教育においても、他の所属への差別とつなげた人権教育と積極的につなげることもあるいは検討しても良いのかもしれない。	C	本計画に基づき、学校教育や社会教育において人権教育を推進していきます。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。
54	第3	路上生活イコール怠け者のイメージを覆すこと、路上生活だからこそそのモラルの徹底が自主的にされている（せざるを得ない）状況などの周知、啓蒙的な取り組みは引き続きお願いしたい。	C	ホームレス一人ひとりに様々な背景があること念頭に偏見や差別意識の解消に努めます。
55	その他	疾患などで「社会生活」遂行に支障がある人の路上とのつながりなど、例えば認知症の方への理解が進んだ面とあわせ何ができるか、民間側としてできることはしていきたい。	E	支援活動の中での課題と受け止めました。
56	第2	日雇い労働者が実質的になくなったと言われて久しいが、データを見ながら、最長職の雇用形態と直前の雇用形態のギャップはこの30年で大きく減ったことをしみじみ感じる。正規職から直接路上生活に至る人の割合はますます増えているという印象はある。コロナ禍もあったということもあるだろうし、一軒家から直接というケースも多い。それだけに、短期的に効果ある対策がないと、生命の危険に直結するということがひしひしとを感じる。	A	計画では、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方も含め、支援していくこととしています。
57	第3	未然防止 なかなかできないと自分でも反省。巡回はなかなか進まない面がある。可視化できない困窮者の方の存在に全く近づけない。官民の協力どうやってできるか。ネットカフェなどは調査はかなり難しい。路上生活に至っていない人が、困窮に陥っていく自分をどう認識するかの方が、その後の対策に有用。	A	計画では、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方も含め、支援していくこととしています。本県では、ネットカフェ等で寝泊りする不安定な居住環境にある方の把握や支援の周知方法を検討しています。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
58	第3	地域の理解という観点は襲撃防止の対策にも聞こえるが、そうではなくある程度の事情があっても野宿にいたる、同程度に困窮することはいくらでもあるという共通認識を育てる子ことの意義を、実施計画が適当かわからないが、発信する必要もあるのかもしれない。	C	ホームレスのみならず、困窮は誰にでも起こりうるということ、支援を受けることは恥ずかしいことではないということ、様々な場面で啓発していきたいと考えます。
59	第3	ホームレスの方のなかには、長年の困窮生活により健康状態の悪い方もいるほか、支援者が提供する食事メニューが合わず対応が難しい方もいる。	C	支援活動の中での課題と受け止めました。今後の取組の参考とします。
60	第3	長期で路上生活をされてきた方のなかには、支援者の支援につながった後も、社会生活で必要なルールに馴染むことが難しいことがあり、支援者の取組に工夫が必要だと感じる。	C	支援活動の中での課題と受け止めました。今後の取組の参考とします。
61	第3	第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2. 重点方策 (4) 緊急援助及び生活保護法による保護の実施に関して ・無料低額宿泊所の環境整備に係わる事業者取組の後押しについて、施設の劣化等があるため、公的支援があると良い。	C	入居施設を運営する上での課題のご意見として承ります。
62	第3	無料低額宿泊所を運営する中で、女性専用の浴室整備などの施設整備を行うことで、男女問わず利用者から好評をもらい、利用者の安定にもつながったことから、良好な環境作りと維持が不可欠だと感じる。	C	入居施設を運営する上での課題のご意見として承ります。
63	第3	(6) 保健及び医療の確保 ・精神的病いを患ってる方が多いのに驚かされる。障害者手帳を持ってる方も数人いる。 精神科に受診するのに初診で予約出来ないことが多いのが実状だ。予約時の電話で症状を尋ねられその場で断られるケースだ。治療が出来ないので、自立にも向かえない状況である。訪問診療がもっと出来るようになればと思う。	C	本計画に基づき、施策を推進してまいります。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。
64	第3	(6) 保健及び医療の確保 ・病気入院の際、今ほどの病院でもレンタル寝間着、紙オムツが必要になります。その際費用面でレンタル寝間着は自己負担となり、対応が厳しく扶助が必要と思う。	B	保護受給中の方については、入院期間中の被服費代等として、入院患者日用品費が支給されております。

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に対する県民意見と反映等の考え方一覧表

資料 1

【該当箇所】

- 第1 計画の基本的考え方
- 第2 現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策
- 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制
- その他

【反映区分】

- A 計画案に反映しました
- B 計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます
- C 今後の施策や取組の参考とします
- D 計画には反映できません
- E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	県の考え方
65	第3	（7）就業機会の確保や多様な自立への理解 ・面接時の説明と入社してからの相違がある様だ。 特に就労内容に相違が有る場合は、即退職に繋がり、それまでの準備なりが台無しになり、就労意欲が失せてしまう。つい先日の事例では、面接時に車の運転は何年もしてないので、出来ない旨を伝えていたが、入社2日目でトラック運転を強要され、しかもいきなり高速道路の走行だった。即退職となる。	E	ご意見については、労働関係の機関と情報共有します。
66	第3	（7）就業機会の確保や多様な自立への理解 ・就業は倉庫・工場などの現場仕事が多いが、重量物の手運搬などは、体力が落ちているので難しく、また技術も殆どないので就労課題は多いと感じる。	A	「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策 2 重点方策（7）就業機会の確保や多様な自立への理解」に記載の通り、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓、求人情報の収集・提供に努め、雇用の促進を図ります。
67	その他	自立支援事業の夜廻りをしている。支援パトのない所をまわっている。事前に情報などもあったりするが、かなり定期的に回らないと会うことが難しいという点がある。また、ネットカフェ、漫喫難民と言われている方々には、会うことがとても難しい。また、本人たちにも自分が生活困窮しているということがわかっていない場合もある。自らが相談に行くことが、時間的にも難しいという点もある。派遣、臨時バイトなどを行っている人が、支援窓口を目にすることができるよう企業の協力なども必要かと思う。	A	引き続き、生活困窮者自立支援制度や生活保護などの制度施策の周知を図りすみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取組を進めます。また、ネットカフェ等で寝泊りする不安定な居住環境にある方の把握や支援の周知方法を検討しています。